

## 処分推進体制の強化に向けた国としての取組

---

# 1. 監督官庁としての今後の取組

## 国の監督の考え方

- 処分実施主体のあり方について、処分態においては、発生者責任の原則に加え、経済性・効率性や柔軟性・機動性に優れている、民間同士の技術交流が可能である等の理由から、民間事業とすることとし、国は長期にわたる事業の安定的な実施を担保するため、外部から監督することが適当とされている。
- これを踏まえ、国は、長期にわたる事業が計画的かつ確実に実施されるよう、基本方針や最終処分計画により事業の基本的な進め方を提示した上で、役員認可、実施計画・事業計画の認可、事業報告書の承認、外部委託事業の認可等を通じ、NUMOの取組を監督することとしている。

## 問題点

- これまでは、上記のとおり“民間の強みを活かす”観点から、国は、財務の健全性や事業執行の適正性といった最低限の監督にとどめてきたが、立地活動のみならず技術開発等においても社会の信頼を得られるだけの成果が得られていない現状を踏まえれば、取組の内容・効果・効率をしっかりとチェックし、組織ガバナンスを含め改善を促していくことが必要だったのではないかと。

### 【WGでいただいた御意見】

- ・ 立地選定がかなり進んでいるスウェーデンとかフィンランドの今までの仕組みを見ると3年ごとの中期計画をきちんと立てて報告を発表すると、それに対して第三者評価の諮問委員会と外部評価委員会と、幾つかの団体からきちんと評価を受けているというような制度を明確に入れている。(崎田委員)
- ・ 例えば第三者機関による評価等は、評価に追われるような状態であるとまたさらに組織や人材が疲弊していくので、そういうような部分も考えていく必要がある。(吉田委員)



## 改善の方向性

- NUMOの事業目標、活動内容、達成状況を評価するプロセスを強化する。具体的には、
  - ①「実施計画」において、NUMOの中期的な事業目標について具体的に記載することを求める(独立行政法人の中期事業計画のイメージ)とともに、
  - ②その達成状況について、i)監督官庁として、毎年度の「事業報告書」のチェックを徹底することに加え、ii)SKBのRD&Dレポートの評価プロセスを参考に、「実施計画」の達成状況について、第三者的評価を受ける。

## 2. 第三者的評価の活用

### 問題点

- 総合資源エネルギー調査会による第三者的評価を受けつつ処分事業を進めてきているが、これまでは、立地選定を進めるために取組をどのように改善するかという“応援団”的視点からの検討が中心であり(国・NUMOのコミュニケーション活動など)、今回の放射性廃棄物WGのように、地層処分の技術的信頼性というところまで立ち返って最終処分政策そのもののあり方を再検討するような審議事項の設定はしてこなかった。
- 国が、処分事業に対しより主体的な役割を果たしていくこととなる中、その資源エネルギー庁の審議会での第三者評価だけでは社会的信頼を得ることが困難となってくるのではないか。

### 【WGでいただいた御意見】

- ・中立的な機関が間に立って絞り込みの過程や立地の適正について、仕切り役をして監視していくことが重要。同時に、立地点に対して第三者的な立場から説明していく仕組みを作るのが極めて重要。司法の経験者をトップにした中立的な機関が行司役という形で調整に当たる。推進機能を原子力委員会からとる、かつ中立的な機関に徹底させるという話なので、事務局的な機能を原子力委員会が持ちつつ、その傘下に円卓会議的な中立的な機関として、立地についてコーディネート的な任務に当たるとい仕組みを作ることを検討してよいのではないか。(高橋委員)
- ・企業の内部の監査と第三者というのは、やはり企業の経営者が委嘱をして第三者委員会をつくるという構造だが、それが機能するのはマーケットが機能しているからだろう。そういう意味では、技術だけではなくて社会的な公正さも含めた検討をするための、第三者性あるいは外部の視点ということで、先ほどの高橋委員のご提案は真剣に考慮するべきだろうと思う。(小林委員)



### 御意見で示された方向性

- 今後は、可逆性・回収可能性を実効的に担保し、段階的な社会的合意形成を図っていく観点から、“行司役”的視点に立った第三者評価が不可欠。①処分オプションの妥当性評価等の技術的視点に立った評価のみならず、②国やNUMOによる合意形成活動の適切性評価等の社会技術的視点に立った評価を継続的に受けていく必要。
- なお、原子力委員会のあり方については、「原子力利用の推進を担うのではなく、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動することとし」、放射性廃棄物の処理・処分を「今後重要性が高まる事務」と捉え、そして「関係省庁との役割分担の下で、実施に責任を持つ省庁とは異なる立場で技術オプションの評価等を行う意義はある」、また、「新委員会が省庁横断的に検討を行う役割を担う意義はある」との方向性が示されている(平成25年12月「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」報告より)。今後、このような形で新しい組織が設立された際には、そうした組織に第三者評価の役割を担っていただくことが1つの有力な選択肢。